

# 神戸大学生生活協同組合 総代選挙規約

## (目的)

第 1 条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、神戸大学生生活協同組合(以下、「組合」という。)の総代の選挙と補充について定める。

## (選挙区と定数)

第 2 条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。

## (総代選挙管理委員会)

第 3 条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、総代選挙管理委員を任命する。

- 2 総代選挙管理委員は、組合員(役職員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内をもって構成する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
- 4 総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成し、総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。
- 5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。
- 6 総代選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか理事会に報告する。

## (選挙権及び被選挙権)

第 4 条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

## (選挙の手順)

第 5 条 任期満了にともなう総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、21日前までに投票を行い、16日前までに当選者決定の公告を行うものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

## (選挙実施の公告)

第 6 条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1)選挙区と定数
- (2)候補者の受付期間と手続き方法
- (3)投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法
- (4)候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨
- (5)その他必要な事項

(候補者の受付)

第 7 条 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員長の定めた用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。

(投票に関する公告と周知)

第 8 条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の 4 日前までに、候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

(選挙運動)

第 9 条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第 10 条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

(当選者)

第 11 条 前条による投票を行った選挙区では、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

(無効投票)

第 12 条 次の投票は無効とする。

- (1)所定の用紙を用いないもの
- (2)定められた投票方法に違反したもの

(立会人)

第 13 条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公告)

第 14 条 総代選挙管理委員会は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の選挙区、氏名を公告する。

(就任)

第 15 条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。

2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。

(異議申し立て)

第 16 条 選挙に関する異議は、当選の公告から 3 日以内に総代選挙管理委員長に対して書面をもって行う。

2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。

3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申立の日から 3 日以内に異議申立人に通知する。

4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、当該選挙区について再選挙を行う。

(追加選挙)

第 17 条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、定員割れとなったすべての選挙区で、総代総数が定款に定める定数以上となるまで追加選挙を行う。

(定款に定める定数の下限から欠けた場合の措置)

第 18 条 就任した総代が辞任し又はその資格を失って第 15 条第 2 項により繰上当選としても次点者が不足するなどの事情により、現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠くことになったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをそれぞれの計算の基準とする。

(1)総代会の成立を確認する場合

定款に定める定数の下限の人数

(2)総代が役員解任請求又は臨時総代会招集請求をする場合

現に就任している総代の人数

(補充選挙)

第 19 条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の 5 分の 1 を超えて欠けている場合において理事長が総代会を招集しようとするときは、理事長は補充選挙を実施しなければならない。

2 前項の規定は、監事が総代会を招集するときには適用しない。

3 第 1 項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、理事長は補充選挙を実施する。

4 補充選挙については、前各条を準用する。

(細目等)

第 20 条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第 21 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合の成立の日から施行する。

1992年7月6日一部改正

2001年6月26日一部改正

2008年7月4日一部改正

2013年5月27日一部改正・施行する。